

財務省告示第二百九十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十六年度の初日から平成十六年五月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十六年六月三十日

財務大臣 谷垣 禎一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十六年度の初日から平成十六年五月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	トン
三	一トン
四	二、六九九トン
五	一六トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
二 二トン	二 三三トン	二 、二一六トン	一 六、二八二トン	七、 四九三トン	三 八トン	八 三、三一五トン	二 五、五九 トン	一、 七八、七八五トン	二 四、三七九トン	三、 八六トン	一 四七トン	三、 五三六トン	八 トン	ト ン	五 トン

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	三三	二二
二六八トン	一ト	九三トン	五三トン	トン	一ト	三五トン	三三トン	七、九五九トン